

令和元年矢巾町議会定例会 12月会議議事日程

令和元年12月3日(火)
午前10時 開 議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会議期間の決定
- 第3. 請願・陳情
 - 1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願
 - 1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情
 - 1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情
- 第4. 報告第14号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第5. 議案第108号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第6. 議案第109号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 第7. 議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 第8. 議案第111号 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第9. 議案第112号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第10. 議案第113号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第11. 議案第114号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について
- 第12. 議案第115号 矢巾総合射撃場設置条例の制定について

- 第13. 議案第116号 矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定について
- 第14. 議案第117号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第15. 議案第118号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16. 議案第119号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17. 議案第120号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18. 議案第121号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 第19. 議案第122号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
- 第20. 議案第123号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第21. 議案第124号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第22. 議案第125号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第23. 議案第126号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第24. 議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第25. 議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第26. 議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第27. 議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第28. 議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第29. 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案目次

令和元年矢巾町議会定例会 12月会議

1. 請願・陳情
 - 1 請願第3号 「気候非常事態宣言」を求める請願
 - 1 陳情第8号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情
 - 1 陳情第9号 私学教育を充実・発展させるための陳情
2. 報告第14号 町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
3. 議案第108号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
4. 議案第109号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
5. 議案第110号 矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
6. 議案第111号 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
7. 議案第112号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
8. 議案第113号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
9. 議案第114号 矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について
10. 議案第115号 矢巾総合射撃場設置条例の制定について
11. 議案第116号 矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定について

12. 議案第117号 矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
13. 議案第118号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第119号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第120号 矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
16. 議案第121号 矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について
17. 議案第122号 矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
18. 議案第123号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
19. 議案第124号 矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について
20. 議案第125号 矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
21. 議案第126号 矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
22. 議案第127号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
23. 議案第128号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
24. 議案第129号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
25. 議案第130号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
26. 議案第131号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
27. 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

報告第14号

町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更に関する専決処分に係る
報告について

町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

専 決 処 分 書

町道安庭線交差点改良その2工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月22日

矢巾町長 高橋昌造

記

- 1 工 事 名 町道安庭線交差点改良その2工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字上矢次、下矢次、北矢幅地内
- 3 契約の相手方 矢巾町大字下矢次第1地割16番地
くみあい鉄建工業株式会社
代表取締役 長 沼 昇 三
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	99,252,000円	99,779,900円

議案第108号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	陸前高田市及び大船渡市営林組合
釜石大槌地区行政事務組合	二戸地区広域行政事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	岩手・玉山環境組合
宮古地区広域行政組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡北部行政事務組合
一関地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
大船渡地区消防組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議案第109号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を別紙のとおりとするものの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

別紙

財産処分に関する協議書

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 岩手県市町村総合事務組合は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を行うために岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金総額（事務費相当額を除く。）から、岩手県市町村総合事務組合が盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の職員に支給した退職手当の総額を控除した額（以下「還付金」という。）のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を盛岡市に還付するものとする。
- 2 還付金のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持分額に相当する額については、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の脱退にかかわらず、岩手県市町村総合事務組合に帰属させるものとする。

議案第110号

矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、町長が管理し、及び執行する教育に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(町長が管理し、及び執行する事務)

第2条 町長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。

- (1) 矢巾町公民館の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。)
- (3) 文化に関すること。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、町長がした処分その他の行為又は町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(矢巾町立公民館条例の一部改正)

3 矢巾町立公民館条例(昭和41年矢巾町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第6条、第7条第1項及び第11条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部改正)

4 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例(昭和47年矢巾町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条、第7条第2号、第10条及び第11条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(矢巾町文化財保護条例の一部改正)

5 矢巾町文化財保護条例（昭和52年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「矢巾町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「町長」に改める。

第4条及び第5条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「町長の」

に改め、同条第3項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第7条及び第8条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第9条本文中「教育委員会」を「町長」に、同条ただし書中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第13条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第14条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第15条第1項中「教育委員会」を「町長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第16条から第19条まで、第20条第1項、第21条及び第22条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「町長に」に改める。

第24条第1項中「教育委員会」を「町長」に改め、同条第2項中「町は」を「町長は」に改める。

第25条第1項中「教育委員会」を「町長」に改め、同条第2項中「町は」を「町長は」に改める。

第26条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第27条第1項中「教育委員会」を「町長」に、「法第56条の10第1項」を「法第78条第1項」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第28条、第29条第1項、第30条、第31条、第33条第1項、第34条第1項及び第35条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第36条第1項中「教育委員会」を「町長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第38条、第39条、第41条第1項及び第42条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第43条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第46条中「教育委員会」を「町長」に改める。

(矢巾町民総合体育館条例の一部改正)

6 矢巾町民総合体育館条例(昭和53年矢巾町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第5条第2項及び第6条ただし書中「教育長」を「町長」に改める。

第7条、第9条、第15条第1号及び第16条中「教育委員会」を「町長」に改める。

第17条第2項中「教育長」を「町長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(矢巾町歴史民俗資料館条例の一部改正)

7 矢巾町歴史民俗資料館条例(昭和57年矢巾町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条、第7条、第8条及び第9条第2項中「教育委員会」を「町長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(矢巾町文化会館条例の一部改正)

- 8 矢巾町文化会館条例(平成元年矢巾町条例第34号)の一部を次のように改正する。
- 第3条中「教育委員会」を「町長」に改める。
 - 第5条第2項及び第6条ただし書中「教育長」を「町長」に改める。
 - 第7条、第8条、第13条及び第15条第2項中「教育委員会」を「町長」に改める。
 - 第16条第2項中「教育長」を「町長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「町長」に改める。
 - 第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(矢巾町スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 9 矢巾町スポーツ推進審議会条例(平成8年矢巾町条例第3号)の一部を次のように改正する。
- 第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 10 矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例(平成26年矢巾町条例第14号)の一部を次のように改正する。
- 第3条から第5条まで、第10条第1号、第11条及び第12条第2項中「教育委員会」を「町長」に改める。
 - 第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
 - 別表備考2ただし書中「教育委員会」を「町長」に改める。



分類番号	5	2	1	1
保存期限	1・3・5・10・永			
議長	事務局長	係長	書記	

1矢教第2340号
令和元年12月2日

矢巾町議会
議長 藤原由巳様

矢巾町教育委員会



「矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例（案）」に対する
意見について

令和元年11月28日付け1矢議第601号で依頼のありましたこのことについて、
矢巾町教育委員会としての意見は、次のとおりです。

記

矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を制定し、(1)矢巾町公民館の設置、
管理及び廃止に関する事、(2)スポーツに関する事(学校における体育に関する
ことを除く。)、(3)文化に関する事、(4)文化財の保護に関する事、の事務につ
いて町長が管理し、執行することについて、これまでの実績をもとに、さらなる発展を
図ることが期待できることから、異議ありません。

議案第111号

矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 フルタイム会計年度任用職員
 - 第1節 給料（第4条—第7条）
 - 第2節 手当（第8条・第9条）
- 第3章 パートタイム会計年度任用職員
 - 第1節 報酬（第10条—第15条）
 - 第2節 期末手当（第16条）
 - 第3節 費用弁償（第17条）
- 第4章 雑則（第18条—第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項、第204条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第24条第5項の規定に基づき、地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の定義）

第2条 この条例において「給与」とは、地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

（給料及び報酬）

第3条 会計年度任用職員の給料及び報酬は、その職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に基づいたものであって、かつ、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者（以下「常勤職員」という。）及び会計年度任用職員相互の間の権衡を考慮したものでなければならない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員

第1節 給料

（フルタイム会計年度任用職員の給料表）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1に定めるところによる。
2 フルタイム会計年度任用職員の職務はその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及びその号給は、規則で定める基準

に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給与条例第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第7条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第2節 手当

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当等)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6箇月以上の者に限る。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者を同じくするものに限る。次項及び第16条において同じ。)の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定するフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に限る。)の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定するフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者が職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満100分の60
- (4) 2箇月以上3箇月未満100分の30
- (5) 1箇月以上2箇月未満100分の20
- (6) 15日以上1箇月未満100分の10
- (7) 15日未満100分の5

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

6 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第1節 報酬

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、時間外勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び休日勤務に係る報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額として定める。ただし、任期が6箇月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者である場合その他勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は、日額又は時間額として定めることができる。

2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に照らして第4条及び第5条の規定を適用して得た額をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬については、常勤職員の相当する手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第13条 前条の規定により給与条例第17条の例により算出するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第11条第1項本文の規定により基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第11条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額

(2) 第11条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第11条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム

ム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
(3) 第11条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第11条第4項の規定による基本報酬の額

2 前項の規定による勤務1時間当たりの報酬額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げた額とする。
(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第14条 給与条例第6条及び第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条第2項中「規則で定める日」とあるのは、「15日（基本報酬（矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額及び時間額で定める者に限る。）、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬にあつては、その月分を翌月15日）」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第15条 給与条例第12条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

第2節 期末手当

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 第9条の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。

第3節 費用弁償

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第17条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年矢巾町条例第12号）の適用を受ける者の例により支給する。

2 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その費用弁償として、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して規則で定める額を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用し、

又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及びその利用する交通機関等又はその使用する自動車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用し、又は使用しているものであるものを除く。)

第4章 雑則

(休職者の給与)

第18条 地公法第28条第2項及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和52年矢巾町条例第5号）第2条の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第19条 給与条例第7条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(単純労務者の給与の種類及び基準)

第20条 地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）の給与の種類は給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)

2 第16条において準用する第9条の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同条第4項中「100分の130」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同条第4項中「100分の130」とあるのは「100分の97.5」とする。

別表第1（第4条関係）

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	132,900	231,200
2	134,000	232,800
3	135,100	234,400
4	136,200	235,400
5	137,300	236,900
6	138,400	238,300
7	139,500	239,500
8	140,600	240,700
9	141,700	241,900
10	142,800	242,900
11	143,900	244,100
12	145,000	245,400
13	146,100	246,400
14	147,200	247,600
15	148,400	248,900
16	149,500	249,800
17	150,600	251,100
18	151,700	252,300
19	152,800	253,600
20	153,900	255,000
21	154,900	256,400
22	156,300	257,600
23	157,600	258,800
24	158,900	260,000
25	160,100	261,200
26	161,600	262,500
27	163,100	263,600
28	164,700	264,700
29	165,900	265,800
30	167,400	267,100
31	168,900	268,400
32	170,400	269,400
33	171,700	270,500
34	174,400	271,800
35	177,000	273,100

36	179,600	274,000
37	182,200	275,000
38	183,900	275,900
39	185,500	277,000
40	187,200	278,100
41	188,700	279,100
42	190,400	280,000
43	192,200	281,000
44	193,900	281,500
45	195,500	282,400
46	196,900	283,100
47	198,400	284,000
48	199,900	285,000
49	201,200	285,800
50	202,500	286,600
51	203,700	287,400
52	205,000	288,200
53	206,300	288,700
54	207,600	289,100
55	208,900	289,600
56	210,200	289,800
57	211,300	290,100
58	212,600	290,300
59	213,900	290,700
60	215,200	290,900
61	216,300	291,100
62	217,400	291,500
63	218,400	291,800
64	219,500	292,100
65	220,600	292,400
66	221,600	292,700
67	222,500	293,100
68	223,500	293,400
69	223,800	293,800
70	224,600	294,100
71	225,400	294,500
72	226,100	294,700
73	226,800	294,900
74	227,800	295,200
75	228,600	295,600

76	229,400	295,800
77	230,100	296,100
78	230,800	296,500
79	231,700	296,900
80	232,700	297,100
81	233,400	297,400
82	234,000	297,800
83	234,500	298,100
84	235,200	298,300
85	236,000	298,600
86	236,600	299,000
87	237,200	299,300
88	237,700	299,500
89	238,400	299,900
90	239,100	300,300
91	239,800	300,600
92	240,300	300,800
93	240,800	301,000
94		301,300
95		301,700
96		301,900
97		302,100
98		302,400
99		302,700
100		303,100
101		303,300
102		303,600
103		303,900
104		304,200
105		304,500
106		304,800
107		305,100
108		305,400
109		305,700
110		306,000
111		306,300
112		306,600
113		306,900
114		307,200
115		307,500

116	307,800
117	308,100
118	308,400
119	308,700
120	309,000
121	309,300
122	309,600
123	309,900
124	310,200
125	310,500

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	高度の知識及び経験を要する業務を行う職務

議案第 1 1 2 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の旅費に関する条例(昭和30年矢巾町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張のため旅行中に<u>退職、免職、失職又は休職</u>(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項に規定する急行料金は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合に限り支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張のため旅行中に<u>地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等</u>(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項に規定する急行料金は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前</p>

1 箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第23条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 〔略〕

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5・6 〔略〕

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 〔略〕

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) 〔略〕

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ

1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2・3 〔略〕

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5・6 〔略〕

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 〔略〕

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) 〔略〕

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ

当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5、12月期に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

(休職者の給与)

第23条 [略]

2～7 [略]

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で、第18条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第18条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

9 [略]

当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5、12月期に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

(休職者の給与)

第23条 [略]

2～7 [略]

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で、第18条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

9 [略]

備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者
(3) [略]	(3) [略]
3～5 [略]	3～5 [略]
備考 改正箇所は改正前欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。	

(矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和43年矢巾町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定員及び区分) 第2条 消防団員の定員は、380人とし、消防団員の区分は、 <u>各号に定めるとおりとする。</u> (1)・(2) [略] 2・3 [略] (任命) 第3条 消防団長は、消防団の推せんに基づき町長が、その他の消防団員は、消防団長が <u>次の各号の資格を有する者</u> のうちから町長の承認を得て任命する。 (1)～(4) [略] (欠格条項) 第4条 次の各号の <u>一に該当する者</u> は、消防団員となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者</u> 又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 第6条の規定により <u>免職</u> の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (4) [略] (分限) 第5条 任命権者は、消防団員が <u>次の各号の一に該当する場合</u> においては、これを降任し、又は免職することができる。 (1)～(4) [略]	(定員及び区分) 第2条 消防団員の定員は、380人とし、消防団員の区分は、 <u>次に定めるとおりとする。</u> (1)・(2) [略] 2・3 [略] (任命) 第3条 消防団長は、消防団の推せんに基づき町長が、その他の消防団員は、消防団長が <u>次に掲げる資格を有する者</u> のうちから町長の承認を得て任命する。 (1)～(4) [略] (欠格条項) 第4条 次の各号の <u>いずれかに該当する者</u> は、消防団員となることができない。 [削除] (1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者</u> 又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 第6条の規定により <u>懲戒免職</u> の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) [略] (分限) 第5条 任命権者は、消防団員が <u>次の各号のいずれかに該当する場合</u> においては、これを降任し、又は免職することができる。 (1)～(4) [略]

<p>2 団員は、次の各号の<u>一</u>に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第3号</u>を除く各号の<u>一</u>に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(懲戒)</p> <p>第6条 任命権者は、消防団員が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>2 団員は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第2号</u>を除く各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったとき。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(懲戒)</p> <p>第6条 任命権者は、消防団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p>	

(矢巾町公共下水道条例の一部改正)

第5条 矢巾町公共下水道条例（平成12年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の基準)</p> <p>第12条 事業管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号の<u>いずれにも適合していると認め</u>たときは、第10条第1項に規定する指定を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次の<u>いずれにも該当しない者</u>であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>エ 法人であつて、その役員のうちアから<u>ウ</u>までの<u>いずれかに</u>該当する者があるもの</p> <p>2 [略]</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第12条 事業管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号の<u>いずれにも適合していると認め</u>たときは、第10条第1項に規定する指定を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次の<u>いずれにも該当しない者</u>であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>エ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>オ 法人であつて、その役員のうちアから<u>エ</u>までの<u>いずれかに</u>該当する者があるもの</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 1 1 3 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例(昭和30年矢巾町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、 <u>給料</u> の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、 <u>給料の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年矢巾町条例第 号)第11条に規定する基本報酬に限る。))</u> の10分の1以下を減ずるものとする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和52年矢巾町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休職の効果) 第3条 [略] 2~4 [略] 〔新設〕	(休職の効果) 第3条 [略] 2~4 [略] 5 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項及び第2項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定により任命権者が定める任期に満たない場合」とする。</u>
備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年矢巾町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 [略] 2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 [略] 2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児

休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(職務復帰後における給与の取扱い)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

ア・イ [略]

休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(職務復帰後における給与の取扱い)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) [略]

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条において「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)

ア・イ [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。

(矢巾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 矢巾町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 1 4 号

矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例の制定について

矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例を次のように制定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町成年後見制度の利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、町の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等(法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。)が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと、成年被後見人等の財産管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、町民の中から成年後見人等(法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。)の候補者を育成し、その活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(町の責務)

第3条 町は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(関係者の協力)

第4条 成年後見人等、成年後見等実施機関(法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。)及び成年後見関連事業者(法第2条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。)は、町が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第5条 町民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、町が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の連携)

第6条 町、成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

(成年後見制度利用促進基本計画の策定等)

第7条 町長は、法第14条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、町内における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下

「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 町長は、前項の規定による基本計画を策定する場合において、広く町民の意見が反映されるように努めるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(地域連携ネットワークの構築等)

第8条 町長は、町民の権利擁護の支援のため、成年後見等実施機関、成年後見関連事業者及び関係団体との地域連携ネットワークを構築するものとする。

(財政上の措置)

第9条 町長は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(成年後見制度利用促進審議会の設置)

第10条 町長は、法第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するため、矢巾町成年後見制度利用促進審議会を置く。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

矢巾町成年後見制度利用促進 審議会委員			15,200	
------------------------	--	--	--------	--

議案第 1 1 5 号

矢巾総合射撃場設置条例の制定について

矢巾総合射撃場設置条例を次のように制定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾総合射撃場設置条例

(設置)

第1条 狩猟者の有害鳥獣の捕獲技術の向上及び捕獲の担い手の育成並びにスポーツ振興に寄与するため、矢巾総合射撃場(以下「射撃場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 射撃場の位置は、矢巾町大字和味第2地割106番14とする。

(職員)

第3条 射撃場に、場長その他必要な職員を置く。ただし、指定管理者(矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年矢巾町条例第1号)第6条の規定により指定を受けた者)が指定されたときは、この限りでない。

(休場日)

第4条 射撃場の休場日は、次のとおりとする。ただし、町長(指定管理者が指定されたときは、指定管理者。以下次条、第6条及び第7条において同じ。)が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 月、水及び金曜日
- (2) 12月1日から翌年2月末日まで

(使用時間)

第5条 射撃場の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 射撃場を使用しようとする者(以下第8条、第11条及び第12条において「使用者」(指定管理者が管理する場合にあっては、「利用者」という。以下同じ。)という。)は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 射撃場又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他射撃場の管理運営上支障があると認められるとき。

(使用の停止又は取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 射撃場の管理上必要があると認めたとき。
- (4) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理する射撃場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用者は、利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条に規定する使用料(指定管理者が管理する施設にあっては、利用料金。次条において同じ)の全部又は一部を減免することができる。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者が個人で使用(営利を目的とする場合を除く。)するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、町長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 射撃場の維持管理のため、町長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなかったとき。

(3) その他町長が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償)

第12条 使用者は、射撃場又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の業務)

第13条 射撃場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第4条ただし書の規定に基づき、休場日を変更すること。

(2) 第5条ただし書の規定に基づき、使用時間を変更すること。

(3) 第6条第1項の許可を行うこと。

(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第7条の規定に基づき、その使用を停止し、又は許可を取り消すこと。

(6) 射撃場及び設備の維持管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、射撃場の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、町長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号又は第5号の行為を行おうとするときは、町長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、射撃場の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第8条関係)

区分	使用の単位	金額
入場料	1人1日	500円
研修室	1時間	630円
国際スキー射撃、国際トラップ射撃、フィールドスキー射撃及びフィールドトラップ射撃	クレー1枚	50円
ラビット射撃	クレー1枚	100円
ライフル射撃	1座1回	3,000円
標的紙	1枚	300円

議案第 1 1 6 号

矢巾町文化財保護審議会設置条例の制定について

矢巾町文化財保護審議会設置条例を次のように制定する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町文化財保護審議会設置条例

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項の規定に基づき、矢巾町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて答申する。

- (1) 文化財の保存及び活用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、文化財保護に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者から説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「文化財調査委員」を「文化財保護審議委員」に改める。

(矢巾町文化財調査委員設置条例の廃止)

3 矢巾町文化財調査委員設置条例（昭和43年矢巾町条例第13号）は、廃止する。

議案第117号

矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

矢巾町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

矢巾町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（書面審理） 第6条　〔略〕 2　前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5　〔略〕</p>	<p>（書面審理） 第6条　〔略〕 2　前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5　〔略〕</p>
<p>備考　改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条本文中に定める施行の日から施行する。

議案第 1 1 8 号

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

第2条 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>（給料以外の給与及び支給額等）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（次項において「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 1 9 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3～5 〔略〕</p>

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>144,100</u>	<u>194,000</u>	<u>230,000</u>	<u>263,000</u>	<u>288,900</u>	319,200
	2	<u>145,200</u>	<u>195,800</u>	<u>231,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,100</u>	321,400
	3	<u>146,400</u>	<u>197,600</u>	<u>233,100</u>	<u>266,700</u>	<u>293,400</u>	323,700
	4	<u>147,500</u>	<u>199,400</u>	<u>234,700</u>	<u>268,800</u>	<u>295,500</u>	325,900
	5	<u>148,600</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>270,500</u>	<u>297,400</u>	328,100
	6	<u>149,700</u>	<u>202,700</u>	<u>237,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,700</u>	330,100
	7	<u>150,800</u>	<u>204,500</u>	<u>239,300</u>	<u>274,300</u>	<u>302,000</u>	332,300
	8	<u>151,900</u>	<u>206,300</u>	<u>240,900</u>	<u>276,400</u>	304,200	334,500
	9	<u>153,000</u>	<u>207,900</u>	<u>242,100</u>	<u>278,400</u>	306,100	336,400
	10	<u>154,400</u>	<u>209,700</u>	<u>243,600</u>	<u>280,400</u>	308,400	338,600
	11	<u>155,700</u>	<u>211,500</u>	<u>245,200</u>	<u>282,500</u>	310,600	340,600
	12	<u>157,000</u>	<u>213,300</u>	<u>246,600</u>	<u>284,500</u>	312,900	342,800
	13	<u>158,300</u>	<u>214,700</u>	<u>248,100</u>	<u>286,500</u>	315,000	344,600
	14	<u>159,800</u>	<u>216,500</u>	<u>249,600</u>	<u>288,600</u>	317,100	346,600
	15	<u>161,300</u>	<u>218,200</u>	<u>250,900</u>	<u>290,600</u>	319,300	348,600
	16	<u>162,900</u>	<u>220,000</u>	<u>252,300</u>	292,600	321,400	350,600
	17	<u>164,200</u>	<u>221,700</u>	<u>253,800</u>	294,400	323,300	352,300
	18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	<u>255,400</u>	296,400	325,300	354,300
	19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	<u>257,100</u>	298,500	327,300	356,100
	20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	<u>258,900</u>	300,500	329,300	358,000
	21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	<u>260,500</u>	302,400	331,000	359,900
	22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	<u>262,300</u>	304,500	333,100	361,800
	23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	<u>264,000</u>	306,500	335,100	363,800
	24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	<u>265,700</u>	308,600	337,200	365,700
	25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	<u>267,600</u>	310,300	338,600	367,700
26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	<u>269,500</u>	312,400	340,500	369,600	

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200
	2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400
	3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700
	4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900
	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100
	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100
	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300
	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500
	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400
	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600
	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600
	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800
	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600
	14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600
	15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600
	16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600
	17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300
	18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300
	19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100
	20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000
	21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900
	22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800
	23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800
	24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700
	25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700
26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	

27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	<u>271,300</u>	314,400	342,400	371,600
28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	<u>273,100</u>	316,400	344,300	373,600
29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>274,800</u>	318,100	345,900	375,100
30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>276,700</u>	320,100	347,800	376,900
31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>278,600</u>	322,200	349,700	378,700
32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	280,300	324,300	351,500	380,300
33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	281,800	325,500	353,400	382,100
34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	283,700	327,500	355,200	383,500
35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	285,500	329,400	357,000	385,000
36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	287,400	331,500	358,700	386,600
37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	289,000	333,400	360,100	388,000
38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200
39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	292,500	337,300	362,800	390,400
40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	294,300	339,200	364,200	391,500
41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>213,700</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>214,800</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>215,900</u>	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>216,900</u>	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>218,000</u>	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>219,100</u>	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>220,100</u>	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>221,000</u>	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>222,000</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	<u>222,400</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>223,300</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>224,100</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>224,900</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500

27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600
28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600
29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	280,300	324,300	351,500	380,300
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	281,800	325,500	353,400	382,100
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	283,700	327,500	355,200	383,500
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	285,500	329,400	357,000	385,000
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200
48	<u>215,200</u>	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	<u>216,300</u>	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	<u>217,400</u>	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	<u>218,400</u>	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	<u>219,500</u>	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	<u>220,600</u>	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	<u>221,600</u>	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	<u>222,500</u>	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500

61	<u>225,600</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>226,600</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>227,400</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>228,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>229,000</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>229,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>230,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>231,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>232,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>233,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>233,700</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>234,500</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>235,300</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>236,000</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>236,700</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>237,300</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>238,000</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>238,800</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>239,600</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			

61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			

95	295,200	343,100
96	295,600	343,500
97	295,800	343,700
98	296,100	344,100
99	296,500	344,500
100	296,900	344,800
101	297,100	345,100
102	297,400	345,500
103	297,800	345,900
104	298,100	346,300
105	298,300	346,800
106	298,600	347,200
107	299,000	347,600
108	299,300	348,000
109	299,500	348,500
110	299,900	348,900
111	300,300	349,200
112	300,600	349,500
113	300,800	350,000
114	301,000	
115	301,300	
116	301,700	
117	301,900	
118	302,100	
119	302,400	
120	302,700	
121	303,100	
122	303,300	
123	303,600	
124	303,900	
125	304,200	

95	295,200	343,100
96	295,600	343,500
97	295,800	343,700
98	296,100	344,100
99	296,500	344,500
100	296,900	344,800
101	297,100	345,100
102	297,400	345,500
103	297,800	345,900
104	298,100	346,300
105	298,300	346,800
106	298,600	347,200
107	299,000	347,600
108	299,300	348,000
109	299,500	348,500
110	299,900	348,900
111	300,300	349,200
112	300,600	349,500
113	300,800	350,000
114	301,000	
115	301,300	
116	301,700	
117	301,900	
118	302,100	
119	302,400	
120	302,700	
121	303,100	
122	303,300	
123	303,600	
124	303,900	
125	304,200	

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 [略]

別表第2 医療職給料表 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>163,000</u>	<u>190,500</u>	<u>238,500</u>	<u>261,100</u>
	2	<u>164,400</u>	<u>192,600</u>	<u>240,300</u>	<u>262,100</u>
	3	<u>165,900</u>	<u>194,700</u>	<u>242,100</u>	<u>263,000</u>
	4	<u>167,300</u>	<u>196,700</u>	<u>243,900</u>	<u>264,100</u>
	5	<u>168,800</u>	<u>198,800</u>	<u>245,300</u>	<u>264,700</u>
	6	<u>170,300</u>	<u>201,100</u>	<u>246,600</u>	<u>265,700</u>
	7	<u>171,800</u>	<u>203,400</u>	<u>247,700</u>	<u>266,500</u>
	8	<u>173,300</u>	<u>205,700</u>	<u>249,000</u>	<u>267,500</u>
	9	<u>174,600</u>	<u>208,100</u>	<u>250,000</u>	<u>268,600</u>
	10	<u>176,300</u>	<u>209,500</u>	<u>251,100</u>	<u>269,400</u>
	11	<u>177,900</u>	<u>210,900</u>	<u>252,000</u>	<u>270,500</u>
	12	<u>179,400</u>	<u>212,100</u>	<u>252,900</u>	<u>271,700</u>
	13	<u>180,900</u>	<u>213,500</u>	<u>254,100</u>	<u>273,000</u>
	14	<u>182,900</u>	<u>214,900</u>	<u>255,200</u>	<u>274,200</u>
	15	<u>184,900</u>	<u>216,400</u>	<u>256,000</u>	<u>275,400</u>
	16	<u>186,900</u>	<u>217,600</u>	<u>257,000</u>	<u>276,800</u>
	17	<u>189,100</u>	<u>219,000</u>	<u>257,600</u>	<u>278,100</u>
	18	<u>191,200</u>	<u>220,500</u>	<u>258,500</u>	<u>279,500</u>
	19	<u>193,300</u>	<u>222,000</u>	<u>259,500</u>	<u>280,700</u>
	20	<u>195,400</u>	<u>223,500</u>	<u>260,400</u>	<u>282,000</u>
	21	<u>197,500</u>	<u>224,700</u>	<u>261,300</u>	<u>283,600</u>
22	<u>199,700</u>	<u>226,400</u>	<u>262,300</u>	<u>285,200</u>	

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 [略]

別表第2 医療職給料表 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	<u>165,300</u>	<u>192,400</u>	<u>240,200</u>	<u>262,700</u>
	2	<u>166,700</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>263,700</u>
	3	<u>168,200</u>	<u>196,600</u>	<u>243,800</u>	<u>264,600</u>
	4	<u>169,600</u>	<u>198,600</u>	<u>245,600</u>	<u>265,700</u>
	5	<u>171,000</u>	<u>200,700</u>	<u>247,000</u>	<u>266,200</u>
	6	<u>172,500</u>	<u>203,000</u>	<u>248,300</u>	<u>267,200</u>
	7	<u>174,000</u>	<u>205,300</u>	<u>249,400</u>	<u>268,000</u>
	8	<u>175,500</u>	<u>207,500</u>	<u>250,700</u>	<u>268,900</u>
	9	<u>176,700</u>	<u>209,800</u>	<u>251,700</u>	<u>270,000</u>
	10	<u>178,400</u>	<u>211,200</u>	<u>252,700</u>	<u>270,700</u>
	11	<u>180,000</u>	<u>212,600</u>	<u>253,600</u>	<u>271,800</u>
	12	<u>181,500</u>	<u>213,800</u>	<u>254,500</u>	<u>273,000</u>
	13	<u>182,900</u>	<u>215,200</u>	<u>255,700</u>	<u>274,300</u>
	14	<u>184,900</u>	<u>216,600</u>	<u>256,800</u>	<u>275,400</u>
	15	<u>186,900</u>	<u>218,100</u>	<u>257,600</u>	<u>276,600</u>
	16	<u>188,900</u>	<u>219,300</u>	<u>258,600</u>	<u>278,000</u>
	17	<u>191,000</u>	<u>220,700</u>	<u>259,100</u>	<u>279,300</u>
	18	<u>193,100</u>	<u>222,200</u>	<u>260,000</u>	<u>280,600</u>
	19	<u>195,200</u>	<u>223,700</u>	<u>261,000</u>	<u>281,600</u>
	20	<u>197,300</u>	<u>225,200</u>	<u>261,800</u>	<u>282,800</u>
	21	<u>199,300</u>	<u>226,300</u>	<u>262,700</u>	<u>284,400</u>
22	<u>201,500</u>	<u>228,000</u>	<u>263,600</u>	<u>286,000</u>	

23	<u>201,900</u>	<u>228,100</u>	<u>263,200</u>	<u>286,700</u>
24	<u>204,100</u>	<u>229,800</u>	<u>264,200</u>	<u>288,100</u>
25	<u>206,100</u>	<u>231,100</u>	<u>265,400</u>	<u>289,400</u>
26	<u>207,400</u>	<u>232,800</u>	<u>266,500</u>	<u>291,200</u>
27	<u>208,600</u>	<u>234,500</u>	<u>267,700</u>	<u>293,000</u>
28	<u>209,900</u>	<u>236,200</u>	<u>268,900</u>	294,700
29	<u>211,100</u>	<u>237,800</u>	<u>270,100</u>	296,000
30	<u>212,200</u>	<u>239,200</u>	<u>271,600</u>	297,600
31	<u>213,500</u>	<u>240,500</u>	<u>273,200</u>	299,200
32	<u>214,700</u>	<u>241,600</u>	<u>274,600</u>	300,900
33	<u>216,000</u>	<u>242,800</u>	<u>276,200</u>	302,300
34	<u>217,300</u>	<u>243,900</u>	<u>277,700</u>	303,800
35	<u>218,600</u>	<u>244,800</u>	<u>279,000</u>	305,400
36	<u>219,900</u>	<u>245,900</u>	<u>280,300</u>	307,000
37	<u>221,100</u>	<u>246,800</u>	<u>281,900</u>	308,300
38	<u>222,500</u>	<u>247,900</u>	<u>283,300</u>	309,700
39	<u>223,800</u>	<u>248,800</u>	<u>284,800</u>	311,100
40	<u>225,200</u>	<u>249,900</u>	286,200	312,700
41	<u>226,100</u>	<u>250,400</u>	287,500	314,200
42	<u>227,500</u>	<u>251,300</u>	289,000	315,600
43	<u>228,900</u>	<u>252,200</u>	290,500	317,000
44	<u>230,300</u>	<u>253,100</u>	292,100	318,500
45	<u>231,500</u>	<u>253,900</u>	293,400	319,300
46	<u>232,900</u>	<u>254,900</u>	294,800	320,700
47	<u>234,200</u>	<u>255,800</u>	296,300	322,100
48	<u>235,500</u>	<u>256,800</u>	297,800	323,600
49	<u>236,500</u>	<u>257,800</u>	298,900	324,700
50	<u>237,600</u>	<u>258,900</u>	300,200	326,100
51	<u>238,600</u>	<u>260,100</u>	301,400	327,400
52	<u>239,700</u>	<u>261,300</u>	302,800	328,700
53	<u>240,600</u>	<u>262,400</u>	304,200	330,100
54	<u>241,700</u>	<u>263,900</u>	305,500	331,500
55	<u>242,700</u>	<u>265,300</u>	306,900	332,900
56	<u>243,700</u>	<u>266,700</u>	308,300	334,200

23	<u>203,700</u>	<u>229,700</u>	<u>264,500</u>	<u>287,300</u>
24	<u>205,900</u>	<u>231,400</u>	<u>265,500</u>	<u>288,600</u>
25	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>266,700</u>	<u>289,900</u>
26	<u>209,100</u>	<u>234,400</u>	<u>267,600</u>	<u>291,500</u>
27	<u>210,300</u>	<u>236,100</u>	<u>268,800</u>	<u>293,200</u>
28	<u>211,600</u>	<u>237,800</u>	<u>270,000</u>	294,700
29	<u>212,800</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	296,000
30	<u>213,900</u>	<u>240,800</u>	<u>272,600</u>	297,600
31	<u>215,200</u>	<u>242,100</u>	<u>274,100</u>	299,200
32	<u>216,400</u>	<u>243,200</u>	<u>275,400</u>	300,900
33	<u>217,700</u>	<u>244,400</u>	<u>277,000</u>	302,300
34	<u>219,000</u>	<u>245,500</u>	<u>278,400</u>	303,800
35	<u>220,300</u>	<u>246,400</u>	<u>279,600</u>	305,400
36	<u>221,600</u>	<u>247,500</u>	<u>280,800</u>	307,000
37	<u>222,700</u>	<u>248,400</u>	<u>282,400</u>	308,300
38	<u>224,100</u>	<u>249,500</u>	<u>283,600</u>	309,700
39	<u>225,400</u>	<u>250,400</u>	<u>285,000</u>	311,100
40	<u>226,800</u>	<u>251,500</u>	286,200	312,700
41	<u>227,700</u>	<u>251,900</u>	287,500	314,200
42	<u>229,100</u>	<u>252,800</u>	289,000	315,600
43	<u>230,500</u>	<u>253,700</u>	290,500	317,000
44	<u>231,900</u>	<u>254,400</u>	292,100	318,500
45	<u>233,100</u>	<u>255,200</u>	293,400	319,300
46	<u>234,500</u>	<u>256,100</u>	294,800	320,700
47	<u>235,800</u>	<u>257,000</u>	296,300	322,100
48	<u>237,100</u>	<u>258,000</u>	297,800	323,600
49	<u>238,100</u>	<u>259,000</u>	298,900	324,700
50	<u>239,200</u>	<u>260,000</u>	300,200	326,100
51	<u>240,200</u>	<u>261,200</u>	301,400	327,400
52	<u>241,300</u>	<u>262,400</u>	302,800	328,700
53	<u>242,200</u>	<u>263,500</u>	304,200	330,100
54	<u>243,300</u>	<u>264,900</u>	305,500	331,500
55	<u>244,200</u>	<u>266,200</u>	306,900	332,900
56	<u>245,200</u>	<u>267,500</u>	308,300	334,200

57	<u>244,400</u>	<u>268,200</u>	309,100	335,100	57	<u>245,900</u>	<u>269,000</u>	309,100	335,100
58	<u>245,400</u>	<u>269,800</u>	310,300	336,400	58	<u>246,900</u>	<u>270,500</u>	310,300	336,400
59	<u>246,100</u>	<u>271,300</u>	311,500	337,600	59	<u>247,600</u>	<u>271,900</u>	311,500	337,600
60	<u>247,100</u>	<u>272,800</u>	312,900	338,900	60	<u>248,400</u>	<u>273,300</u>	312,900	338,900
61	<u>248,000</u>	<u>274,200</u>	314,000	340,000	61	<u>249,200</u>	<u>274,700</u>	314,000	340,000
62	<u>249,000</u>	<u>275,700</u>	315,300	340,900	62	<u>250,200</u>	<u>276,000</u>	315,300	340,900
63	<u>249,800</u>	<u>277,200</u>	316,600	342,100	63	<u>251,000</u>	<u>277,400</u>	316,600	342,100
64	<u>250,800</u>	278,500	317,800	343,400	64	<u>252,000</u>	278,500	317,800	343,400
65	<u>251,700</u>	279,900	319,100	344,500	65	<u>252,900</u>	279,900	319,100	344,500
66	<u>252,600</u>	281,400	320,400	345,700	66	<u>253,700</u>	281,400	320,400	345,700
67	<u>253,700</u>	282,900	321,700	346,900	67	<u>254,800</u>	282,900	321,700	346,900
68	<u>254,600</u>	284,400	323,000	348,000	68	<u>255,700</u>	284,400	323,000	348,000
69	<u>255,400</u>	285,500	323,700	349,000	69	<u>256,500</u>	285,500	323,700	349,000
70	<u>256,500</u>	287,000	324,800	350,000	70	<u>257,500</u>	287,000	324,800	350,000
71	<u>257,600</u>	288,500	325,900	351,100	71	<u>258,400</u>	288,500	325,900	351,100
72	<u>258,700</u>	289,900	326,800	352,200	72	<u>259,400</u>	289,900	326,800	352,200
73	<u>260,100</u>	290,900	328,100	353,000	73	<u>260,800</u>	290,900	328,100	353,000
74	<u>261,400</u>	292,300	328,800	354,100	74	<u>262,100</u>	292,300	328,800	354,100
75	<u>262,700</u>	293,500	329,900	355,200	75	<u>263,200</u>	293,500	329,900	355,200
76	<u>263,900</u>	294,800	331,100	356,300	76	<u>264,300</u>	294,800	331,100	356,300
77	<u>264,900</u>	296,200	332,200	357,000	77	<u>265,300</u>	296,200	332,200	357,000
78	<u>266,000</u>	297,500	333,400	357,800	78	<u>266,300</u>	297,500	333,400	357,800
79	<u>267,300</u>	298,700	334,500	358,600	79	<u>267,500</u>	298,700	334,500	358,600
80	268,500	300,000	335,700	359,300	80	268,500	300,000	335,700	359,300
81	269,400	300,500	336,800	359,900	81	269,400	300,500	336,800	359,900
82	270,400	301,700	337,900	360,400	82	270,400	301,700	337,900	360,400
83	271,500	302,800	338,900	361,000	83	271,500	302,800	338,900	361,000
84	272,600	304,000	340,000	361,500	84	272,600	304,000	340,000	361,500
85	273,400	305,100	340,900	362,100	85	273,400	305,100	340,900	362,100
86	274,300	306,300	341,900	362,600	86	274,300	306,300	341,900	362,600
87	275,400	307,500	342,800	363,200	87	275,400	307,500	342,800	363,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	88	276,500	308,600	343,800	363,700
89	277,300	309,900	344,800	364,100	89	277,300	309,900	344,800	364,100
90	278,200	311,100	345,600	364,500	90	278,200	311,100	345,600	364,500

91	279,000	312,300	346,400	365,100	91	279,000	312,300	346,400	365,100
92	280,000	313,500	347,200	365,600	92	280,000	313,500	347,200	365,600
93	280,900	314,300	347,800	365,900	93	280,900	314,300	347,800	365,900
94	281,900	315,000	348,400	366,400	94	281,900	315,000	348,400	366,400
95	282,800	315,700	349,100	366,800	95	282,800	315,700	349,100	366,800
96	283,800	316,300	349,700	367,100	96	283,800	316,300	349,700	367,100
97	284,400	317,000	350,100	367,700	97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200	98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700	99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200	100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800	101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300	102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800	103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200	104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800	105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300	106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800	107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300	108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900	109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300	110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800	111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300	112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900	113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700		114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200		115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600		116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000		117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400		118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900		119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400		120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800		121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300		122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800		123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300		124	297,100	327,800	362,300	

125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		

125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		

	159	307,300					159	307,300			
	160	307,600					160	307,600			
	161	308,000					161	308,000			
	162	308,300					162	308,300			
	163	308,600					163	308,600			
	164	308,900					164	308,900			
	165	309,300					165	309,300			
	166	309,600					166	309,600			
	167	309,900					167	309,900			
	168	310,200					168	310,200			
	169	310,600					169	310,600			
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800		再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800

備考 [略]

備考 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第10条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(町長の指定する住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他の規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第10条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(町長の指定する住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他の規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 前条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、</p>

当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が、16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) [略]

3 [略]

(勤勉手当)

第19条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5、12月期に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が、17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) [略]

3 [略]

(勤勉手当)

第19条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第10条の4の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第10条の4の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第10条の4第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第10条の4第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第120号

矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町道路占用料に関する条例（昭和58年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町道路占用料に関する条例(昭和58年矢巾町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>440円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>510円</u>
	第2種電柱		<u>680円</u>	第2種電柱	<u>790円</u>		
	第3種電柱		<u>920円</u>	第3種電柱	<u>1,100円</u>		
	第1種電話柱		<u>400円</u>	第1種電話柱	<u>460円</u>		
	第2種電話柱		<u>630円</u>	第2種電話柱	<u>730円</u>		
	第3種電話柱		<u>870円</u>	第3種電話柱	<u>1,000円</u>		
	その他の柱類		<u>40円</u>	その他の柱類	<u>46円</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>4円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>5円</u>	
	地下に設ける電線その他線類		<u>2円</u>	地下に設ける電線その他線類		<u>3円</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>390円</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>450円</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>240円</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>270円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>790円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>910円</u>	
			<u>330円</u>			郵便差出箱及び信書便差出箱	<u>380円</u>
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>		

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>790円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>17円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>24円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>36円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>47円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>71円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>95円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>170円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>240円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>470円</u>

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>910円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>19円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>27円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>41円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>55円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>82円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>190円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>270円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>550円</u>

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>870円</u>
	地下に設ける通路			<u>520円</u>
	その他のもの			<u>790円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設（街路市を除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>17円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチであることを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
	標識		1本につき1年	<u>630円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等	1本につき1日	<u>17円</u>

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>930円</u>
	地下に設ける通路			<u>560円</u>
	その他のもの			<u>910円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設（街路市を除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>19円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチであることを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
	標識		1本につき1年	<u>730円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等	1本につき1日	<u>19円</u>

第7条 第1号 に掲げる 物件		に際し、 一時的 に設け るもの		
		その他 のもの	1本につき1 月	<u>170円</u>
	幕（政令 第7条第 2号に掲 げる工事 用施設で あるもの を除く。）	祭礼、縁 日等に 際し、一 時的に 設ける もの	その面積1平 方メートルに つき1日	<u>17円</u>
		その他 のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	<u>170円</u>
	アーチ	車道を 横断す るもの	1基につき1 月	<u>1,700円</u>
		その他 のもの		<u>870円</u>
政令第7条第2号に掲げる 工作物		占用面積1平 方メートルに つき1年	<u>790円</u>	
政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占用面積1平 方メートルに つき1月	<u>170円</u>	
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設			<u>79円</u>	

第7条 第1号 に掲げる 物件		に際し、 一時的 に設け るもの		
		その他 のもの	1本につき1 月	<u>190円</u>
	幕（政令 第7条第 2号に掲 げる工事 用施設で あるもの を除く。）	祭礼、縁 日等に 際し、一 時的に 設ける もの	その面積1平 方メートルに つき1日	<u>19円</u>
		その他 のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	<u>190円</u>
	アーチ	車道を 横断す るもの	1基につき1 月	<u>1,900円</u>
		その他 のもの		<u>930円</u>
政令第7条第2号に掲げる 工作物		占用面積1平 方メートルに つき1年	<u>910円</u>	
政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占用面積1平 方メートルに つき1月	<u>190円</u>	
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設			<u>91円</u>	

備考

1～6 〔略〕

7 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合)にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合)にあっては、100円)の合計額とする。

備考

1～6 〔略〕

7 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が100円に満たない場合)にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が100円に満たない場合)にあっては、100円)の合計額とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 1 2 1 号

矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について

矢巾町課設置に関する条例（昭和60年矢巾町条例第 8 号）等の一部を次のように改正し及び廃止する。

令和元年 1 2 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する等の条例

(矢巾町課設置に関する条例の一部改正)

第1条 矢巾町課設置に関する条例（昭和60年矢巾町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、本町に次の課を設ける。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>住民課</u> (5) <u>福祉・子ども課</u> (6) 〔略〕 (7) <u>産業振興課</u> (8) <u>道路都市課</u> 〔新設〕 (9) 〔略〕	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、本町に次の課を設ける。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>町民環境課</u> (5) <u>福祉課</u> (6) 〔略〕 (7) <u>産業観光課</u> (8) <u>道路住宅課</u> (9) <u>文化スポーツ課</u> (10) 〔略〕
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

(矢巾町青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第2条 矢巾町青少年問題協議会設置条例（昭和39年矢巾町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>福祉・子ども課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>文化スポーツ課</u> において処理する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町都市計画審議会条例の一部改正)

第3条 矢巾町都市計画審議会条例（昭和44年矢巾町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>道路都市課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>道路住宅課</u> において処理する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町農政審議会条例の一部改正)

第4条 矢巾町農政審議会条例(昭和49年矢巾町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>産業振興課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>産業観光課</u> において処理する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例の一部改正)

第5条 矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例(平成12年矢巾町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第30条 審議会の庶務は、 <u>住民課</u> において処理する。	(庶務) 第30条 審議会の庶務は、 <u>町民環境課</u> において処理する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町交通安全条例の一部改正)

第6条 矢巾町交通安全条例(平成12年矢巾町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
別表(第6条関係) 矢巾町交通安全対策協議会委員	別表(第6条関係) 矢巾町交通安全対策協議会委員																												
<table border="1"><thead><tr><th>関係機関等</th><th>職名</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>矢巾町福祉・子ども課</u></td><td>課長</td></tr><tr><td><u>矢巾町道路都市課</u></td><td>課長</td></tr><tr><td><u>矢巾町教育委員会事務局学務課</u></td><td>課長</td></tr><tr><td>[新設]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	関係機関等	職名	[略]		<u>矢巾町福祉・子ども課</u>	課長	<u>矢巾町道路都市課</u>	課長	<u>矢巾町教育委員会事務局学務課</u>	課長	[新設]		[略]		<table border="1"><thead><tr><th>関係機関等</th><th>職名</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[削除]</td><td></td></tr><tr><td><u>矢巾町道路住宅課</u></td><td>課長</td></tr><tr><td><u>矢巾町教育委員会事務局学校教育課</u></td><td>課長</td></tr><tr><td><u>矢巾町教育委員会事務局子ども課</u></td><td>課長</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	関係機関等	職名	[略]		[削除]		<u>矢巾町道路住宅課</u>	課長	<u>矢巾町教育委員会事務局学校教育課</u>	課長	<u>矢巾町教育委員会事務局子ども課</u>	課長	[略]	
関係機関等	職名																												
[略]																													
<u>矢巾町福祉・子ども課</u>	課長																												
<u>矢巾町道路都市課</u>	課長																												
<u>矢巾町教育委員会事務局学務課</u>	課長																												
[新設]																													
[略]																													
関係機関等	職名																												
[略]																													
[削除]																													
<u>矢巾町道路住宅課</u>	課長																												
<u>矢巾町教育委員会事務局学校教育課</u>	課長																												
<u>矢巾町教育委員会事務局子ども課</u>	課長																												
[略]																													
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[]の記載は注記である。																													

(矢巾町放置自動車等の処理等に関する条例の一部改正)

第7条 矢巾町放置自動車等の処理等に関する条例（平成18年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員会の庶務) 第20条 委員会の庶務は、 <u>住民課</u> において処理する。	(委員会の庶務) 第20条 委員会の庶務は、 <u>町民環境課</u> において処理する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第8条 矢巾町子ども・子育て会議条例（平成25年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>福祉・子ども課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>教育委員会事務局子ども課</u> において処理する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町自殺対策計画審議会設置条例の一部改正)

第9条 矢巾町自殺対策計画審議会設置条例（平成30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉・子ども課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉課</u> において処理する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町地域福祉推進審議会条例の一部改正)

第10条 矢巾町地域福祉推進審議会条例（平成31年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉・子ども課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉課</u> において処理する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部改正)

第11条 矢巾町立学校通学区域審議会条例（平成31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>学務課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>矢巾町教育委員会事務局学校教育課</u> において処理する。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町子育て支援センター設置条例の廃止)

第12条 矢巾町子育て支援センター設置条例（平成18年矢巾町条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第122号

矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

矢巾町水路条例（平成11年矢巾町条例第21号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町水路条例の一部を改正する条例

矢巾町水路条例(平成11年矢巾町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
電柱	第1種電柱	1本につき1年	<u>440円</u>	電柱	第1種電柱	1本につき1年	<u>510円</u>
	第2種電柱		<u>680円</u>		第2種電柱		<u>790円</u>
	第3種電柱		<u>920円</u>		第3種電柱		<u>1,100円</u>
電話柱	第1種電話柱		<u>400円</u>	電話柱	第1種電話柱		<u>460円</u>
	第2種電話柱		<u>630円</u>		第2種電話柱		<u>730円</u>
	第3種電話柱		<u>870円</u>		第3種電話柱		<u>1,000円</u>
その他の柱類			<u>40円</u>	その他の柱類			<u>46円</u>
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>4円</u>	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>5円</u>
地下電線その他地下に設ける線類			<u>2円</u>	地下電線その他地下に設ける線類			<u>3円</u>
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>

水道管、 下水道 管、ガス 管、電線、 電話線、 排水管そ の他これ らに類す るもの	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	<u>17円</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>24円</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		<u>36円</u>
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		<u>47円</u>
	外径が0.2メー トル以上 <u>0.4メー トル未 満のもの</u>		<u>71円</u>
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未 満のもの		<u>95円</u>
	外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未 満のもの		<u>170円</u>
	外径が0.7メー トル以上1メー トル未 満のもの		<u>240円</u>

水道管、 下水道 管、ガス 管、電線、 電話線、 排水管そ の他これ らに類す るもの	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	<u>19円</u>
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		<u>27円</u>
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		<u>41円</u>
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		<u>55円</u>
	外径が0.2メー トル以上 <u>0.3メー トル未 満のもの</u>		<u>82円</u>
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未 満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.4メー トル以上1メー トル未 満のもの		<u>190円</u>
	外径が0.7メー トル以上1メー トル未 満のもの		<u>270円</u>

	外径が1メートル以上のもの		<u>470円</u>
通路		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>17円</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>170円</u>
太陽光発電設備及び風力発電設備		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>790円</u>
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>

	外径が1メートル以上のもの		<u>550円</u>
通路		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19円</u>
	その他のもの	1本につき1月	<u>190円</u>
太陽光発電設備及び風力発電設備		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>910円</u>
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>

備考

1～6 [略]

7 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

備考

1～6 [略]

7 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該水路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該水路を占有させることにつきかされるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第123号

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
〔略〕			〔略〕		
(21)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定による個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項、第3項又は第4項の規定により個人番号カードを返納した後のもの（個人番号若しくは住民票コードの変更による通知カード若しくは個人番号カードの返納後の交付であって本人の責めによらない場合のもの、町若しくは機構の過失による通知カード若しくは個人番号カードの誤交付後の交付又は <u>国外転出</u> による個人番号カードの返納後の交付の場合を除く。))	個人番号カード交付手数料	1枚につき 800円	(21)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定による個人番号カードの交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項、第3項又は第4項の規定により個人番号カードを返納した後のもの（個人番号若しくは住民票コードの変更による通知カード若しくは個人番号カードの返納後の交付であって本人の責めによらない場合のもの、町若しくは機構の過失による通知カード若しくは個人番号カードの誤交付後の交付、 <u>国外転出</u> による個人番号カードの返納後の交付、 <u>特別養子縁組による氏名若しくは性別変更による性別の記載事項を変更するための返納後の交付又は有効期間が満了した個人番号カードの返納後の交付</u> の場合を除く。))	個人番号カード交付手数料	1枚につき 800円
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第124号

矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について

矢巾町監査委員条例（平成12年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例

矢巾町監査委員条例（平成12年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（補助職員）</u> 第15条 <u>監査委員の事務を補助させるため書記を置く。</u></p> <p><u>2 前項の書記は、町長の承認を得て職員の中からこれを任命することができる。ただし、臨時の書記は職員以外から任命することができる。</u></p> <p><u>（監査の事務）</u> 第16条 <u>書記は、監査委員の命を受け監査に関する庶務に従事する。</u> 第17条 [略] 第18条 [略]</p>	<p><u>（事務局の設置）</u> 第15条 <u>監査委員の事務を処理するため、監査委員事務局を置く。</u></p> <p>[削除]</p> <p>第16条 [略] 第17条 [略]</p>
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第125号

矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

矢巾地区農業構造改善センターに係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾地区農業構造改善センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
紫波郡矢巾町大字土橋第10地割83番地
土橋自治会
自治会長 女鹿春夫
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第126号

矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めること
について

矢巾町文化会館に係る指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月 3日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
矢巾町文化会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
宮城県仙台市太白区八本松二丁目10番11号
東北共立・寿広グループ
代表者 株式会社東北共立 代表取締役 岸 浪 行 雄
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

発議案第6号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定によ
り提出する。

令和元年12月3日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。